

【2019 年 1 月 9 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 100 号 ■

目次

【トピックス】

1. 2019 年 4 月より、年次有給休暇の確実な取得が必要になります！【シリーズ働き方改革 Vol.2】
2. 「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」の報告書を公表します ～勤務間インターバル制度導入に向けたポイントをとりまとめました～
3. 「勤務間インターバル制度」の導入を検討しませんか？
4. 「グッドキャリア企業アワード 2018 企業向けセミナー」の参加者募集中！（参加無料）～大阪で開催～
5. 第 3 回「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」の表彰式・シンポジウムを開催します！（事前申込制・参加無料）～東京で開催～
6. 女性の活躍推進に関する説明会・シンポジウムを開催します。（参加無料）～中小企業の皆さま！人手不足対策のために女性の活躍推進に取り組んでみませんか？～
7. 平成 30 年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業によるシンポジウムを開催します！（参加無料）～応募は 1 月 15 日（火）まで～
8. 「企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー」の参加者募集中！（参加無料）～横浜、福岡で開催～
9. 障害者雇用の最新トレンドを紹介するセミナーを開催します！（参加無料）～障害者の在宅・サテライトオフィス雇用の可能性とはじめかた～
10. 「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中！（参加無料） ※再掲
11. 「無期転換ルール」への対応や、無期転換後の受け皿としての「多様な正社員」制度の導入を無料でサポートします（専門家派遣のご案内） ※再掲

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆ 広報誌『厚生労働』1 月号発売中！
- ◆ 現在の雇用失業情勢

【トピックス 1】2019 年 4 月より、年次有給休暇の確実な取得が必要になります！

【シリーズ働き方改革 Vol. 2】

法改正により、2019 年 4 月 1 日から、使用者は 10 日以上 of 年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年 5 日、時季を指定して有給休暇を与えることが必要です。

厚生労働省 HP では、年次有給休暇の時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料をご覧ください。

○各種リーフレットや様式（厚生労働省 HP）はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

リーフレットは、上記にアクセスし「各種リーフレット」をご覧ください。

【トピックス 2】「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」の報告書を公表します～ 勤務間インターバル制度導入に向けたポイントを取りまとめました ～

厚生労働省の「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」は、12 月 21 日に、勤務間インターバル制度の普及促進に向けた報告書をまとめました。

この検討会は、平成 29 年 3 月 28 日の第 10 回働き方改革実現会議で決定した「働き方改革実行計画」の中で、「制度の普及促進に向けて、政府は労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げる」ことが盛り込まれたことを踏まえ、開催しました。

検討会は、平成 29 年 5 月から平成 30 年 12 月までに 5 回にわたり行われ、その中で、勤務間インターバル制度の導入メリットや課題、普及に向けた取組などについて検討をしました。

厚生労働省は、この報告書の活用を図りながら、働き方改革関連法の周知と併せて、勤務間インターバル制度の普及に取り組んでいきます。

【報告書に関する情報はこちら】

報道発表資料（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02924.html

【トピックス 3】「勤務間インターバル制度」の導入を検討しませんか？

このたび、労働時間等設定改善法が改正され、勤務間インターバル制度の導入が、事業主の努力義務となりました。この制度の施行は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日からとなります。

「勤務間インターバル制度」とは、1 日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保する仕組みです。この制度を導入することで、労働者の睡眠時間や生活時間の確保ができるようになります。

事業主の皆さま、労働者の健康の保持やワーク・ライフ・バランスを促進することが期待できる、この制度の導入を検討してみませんか。

【勤務間インターバル制度に関する詳細はこちら】

ワーク・ライフ・バランスを向上させる勤務間インターバル制度（特設サイト）
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/interval/index.html

【トピックス 4】「グッドキャリア企業アワード 2018 企業向けセミナー」の参加者募集中！（参加無料）～大阪で開催～

厚生労働省は、従業員の自律的なキャリア形成支援の仕方などについて広く発信・周知することで、キャリア形成支援の重要性を社会に広め、定着させるためのセミナーを、平成 31 年 1 月 29 日（火）に大阪で開催します。【事前申込制・参加無料】

「グッドキャリア企業アワード」とは、従業員の自律的なキャリア形成支援について、他の模範となる取組を行っている企業を表彰するもので、これまでに 68 社を表彰しています。

企業向けセミナーでは、ユースキャリア研究所代表をつとめている高橋浩氏をコーディネーターに迎え、基調講演とアワード受賞企業の取組事例と受賞のメリットを紹介するパネルディスカッションを行います。

企業におけるキャリア形成支援に関するトピックや事例に触れることのできる大変貴重な機会です。皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催概要】

- ・日時：平成 31 年 1 月 29 日（火）13:00～15:20（開場 12:30）
- ・会場：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）5 階
特別会議室（大阪市中央区大手前 1 丁目 3 番 49 号 ドーンセンター）
- ・プログラム：
基調講演 テーマ：「パラダイム・シフトを見据えたキャリア形成支援の取組」
講師：高橋 浩氏（ユースキャリア研究所代表）
シンポジウム
テーマ：「グッドキャリア企業 -社員が成長できる企業とは-」
コーディネーター：高橋 浩氏（ユースキャリア研究所代表）
パネリスト：「グッドキャリア企業アワード 2018」受賞企業
- ・定員：100 人 ※定員になり次第、締め切らせていただきます。
- ・参加費：無料

【参加・取材のお申し込み方法】

件名に「1 月 29 日グッドキャリア企業アワード 2018 企業向けセミナー」参加希望、
そして本文に、氏名、フリガナ、会社名、所属部署、連絡先、キャリア形成支援に関する質問や受賞企業への質問を明記の上、下記アドレスまでご連絡をお願いします。後日事務局から、受付確認メールをお送りします。

- ・グッドキャリア企業アワード 2018 事務局（株式会社 JACOM 内）※委託先
E-mail award@career-award.jp

【お問い合わせ先】

グッドキャリア企業アワード事務局（株式会社 JACOM 内）※委託先
E-mail info@career-award.jp
ホームページ <https://career-award.mhlw.go.jp/>

【トピックス 5】第 3 回「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」の表彰式・シンポジウムを開催します！（参加無料）～東京で開催～

「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」の表彰式・シンポジウムを、平成 31 年 2 月 5 日（火）の 13:30 から、イイノホール（東京都千代田区）で開催します。

【事前申込制・参加無料】

当日は、第1部の表彰式で表彰企業の発表と表彰状の授与を行い、第2部のシンポジウムで特別講演と、「働きやすさと生産性向上の両立について成功事例とその秘訣」をテーマにパネルディスカッションを行います。

表彰式・シンポジウムへの参加には事前お申し込みが必要です。ご来場をご希望の方は、下記のホームページをご確認ください。

【申込方法などの詳細はこちら】

働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト

<https://koyoukanri.mhlw.go.jp/symposium/index.php>

【お問い合わせ先】

「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」事務局

公益財団法人 日本生産性本部（委託先）

担当 杉村・春日・中川（淳）

電話 03（3511）4006 ※受付時間 9：30～17：30（月～金）

E-mail seisansei-koyou@jpc-net.jp

【トピックス6】女性の活躍推進に関する説明会・シンポジウムを開催します。

（参加無料）～中小企業の皆さま！人手不足対策のために女性の活躍推進に取り組んでみませんか？～

厚生労働省では、女性の活躍に関する説明会やシンポジウムを全国各地で開催し、女性の活躍を推進する取組を支援しています。

説明会やシンポジウムでは、従業員数300人以下の中小企業の事業主や人事労務担当者を対象に、女性活躍推進法の概要、企業の課題分析や行動計画策定、「えるぼし」認定取得などのポイントについて分かりやすく説明します。【事前申込制・参加無料】

また、女性活躍推進分野での企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、無料で御社の女性活躍の状況（採用・就業継続・管理職割合など）の把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、メールや訪問を通じて、個別にきめ細かにアドバイスします。

中小企業の事業主や人事労務担当者の皆さま、人材確保や業績向上のために、女

性社員の活躍を後押ししてみませんか。

【説明会・シンポジウムの開催日程】

- ・東京 1月30日（水）女性就業支援センター（港区芝）
- ・愛知 1月22日（火）ウインクあいち（名古屋市中村区）
- ・兵庫 1月16日（水）TKP 神戸三ノ宮ビジネスセンター（神戸市中央区）
- ・香川 1月18日（金）サンポートホール高松（高松市サンポート）

※各会場とも 14:00～16:00 の開催

【お申込みや「女性活躍推進アドバイザー」の詳細はこちら】

中小企業のための女性活躍推進サポートサイト

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ先】

一般財団法人女性労働協会（委託先）

女性活躍推進センター 東京事務局

電話 03（3456）4412 ※受付時間 9:00～17:30（月～金）

E-mail suishin@jaaww.or.jp

【トピックス7】平成30年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業によるシンポジウムを開催します！（参加無料）
～応募は1月15日（火）まで～

厚生労働省では、平成31年1月16日（水）の13:30から「女性就業支援センター」

（東京都港区）で、平成30年度「均等・両立推進企業表彰」シンポジウムを開催します。【事前申込制・参加無料】

当日は、第1部に、平成30年度「均等・両立推進企業表彰」の表彰式を行い、第2部で、「均等・両立推進の20年、そしてこれから」をテーマに、受賞企業によるパネルディスカッションを行います。現在、シンポジウムの参加者を募集しています。応募の締切は、平成31年1月10日ですので、ご興味のある方はお早めにご応募ください。

【開催概要】

- ・日時：平成31年1月16日（水）13:30～16:30
- ・会場：女性就業支援センター（東京都港区芝5-35-3）
- ・プログラム：
 - 第1部 平成30年度「均等・両立推進企業表彰」表彰式
講評 坂爪 洋美氏（法政大学 キャリアデザイン学部教授）
 - 第2部 シンポジウム
テーマ：「均等・両立推進の20年、そしてこれから」
モデレーター：野村 浩子 氏（淑徳大学 人文学部教授）
パネリスト：「均等・両立推進企業表彰」受賞企業
- ・入場料：無料
- ・対象：人事労務ご担当者、経営者、自治体ご担当者、学生、その他ご関心のあ
るすべての方
- ・定員：250人

【申込方法など詳細はこちら】

女性の活躍・両立支援総合サイト

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/award/gp5.html>

【平成30年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業】

＜厚生労働大臣優良賞＞

■均等推進企業部門

※女性の能力発揮を促進するために、他の模範となるような取組を推進し、その成果が認められる企業に贈られます。

- ・株式会社丸井グループ（東京都）
- ・株式会社新日本科学（鹿児島県）

■ファミリー・フレンドリー企業部門

※仕事と育児・介護が両立できるさまざまな制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組や他の模範となるような取組を推進し、その成果が認められる企業に贈られます。

- ・社会福祉法人平鹿悠真会（秋田県）
- ・株式会社千葉銀行（千葉県）
- ・アフラック生命保険株式会社（東京都）

・株式会社デンソー（愛知県）

【お問い合わせ先】

均等・両立推進企業表彰事務局

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社（委託先）

担当 坪井・藤井

電話 03（5288）6582

E-mail environment@tokiorisk.co.jp

【トピックス 8】「企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー」の参加者募集中！（参加無料）～横浜、福岡で開催～

厚生労働省では、男性の育児休業や育児目的休暇の取得促進のため、人事労務管理や働き方の見直しのポイントを解説するセミナーの参加者を募集しています。

【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、人事労務担当者が社内研修に使用できる資料を使い、育休取得のポイントや企業の取組事例を解説します。また、中小企業に勤める男性を主人公としたドラマを視聴し、ポイントの理解を促します。

1月以降、横浜と福岡で順次開催しますので、皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催日程】

■横浜

・日時：1月18日（金）15：20～16：40

・会場：横浜関内ホール 大ホール

・定員：200人

※後援：横浜市

※よこはまグッドバランス賞認定・表彰式に引き続いて開催します。

式の進行状況により本セミナーの開始が若干遅れる場合があります。

■福岡

・日時：2月7日（木）14：00～16：00

・会場：A・R・Kビル2階大ホール

・定員：100人程度

【申込方法などの詳細はこちら】

イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/#seminar>

【トピックス 9】 障害者雇用の最新トレンドを紹介するセミナーを開催します！

（参加無料）～障害者の在宅・サテライトオフィス雇用の可能性と
はじめかた～

「障害者サテライトオフィス勤務導入推進事業」（平成 30 年度 厚生労働省委託事業）では、障害者の在宅・サテライトオフィス雇用の可能性とはじめかたについて紹介するセミナーを、平成 31 年 2 月 13 日（水）と 3 月 5 日（火）に東京で、また、

2 月 21 日（木）に横浜で開催します。【事前申込制・参加無料】

【セミナー内容】

- ・従来型オフィス雇用と併せて活用、障害者も「働き方改革」の時代
- ・障害者雇用やテレワークの有識者によるテレワークの在り方について
- ・パネルディスカッション など

【開催概要】

■第一回

- ・日時：平成 31 年 2 月 13 日（水）14：00～16：30（受付開始 13：30）
- ・会場：コンファレンススクエア M+ 10F「グランド」
（千代田区丸の内 2-5-2 三菱ビル）
- ・アクセス：JR 東京駅 丸の内南口 徒歩 2 分

■第二回

- ・日時：平成 31 年 2 月 21 日（木）14：00～16：30（受付開始 13：30）
- ・会場：TKP ガーデンシティ横浜 2F ホール B
（神奈川県横浜市神奈川区金港町 3-1 コンカード横浜）
- ・アクセス：JR 東海道本線 横浜駅 きた東口 A 徒歩 5 分
京急本線 横浜駅 きた東口 A 徒歩 5 分

■第三回

- ・ 日時：平成 31 年 3 月 5 日（火）14：00～16：30（受付開始 13：30）
- ・ 会場：コンファレンススクエア M+ 10F「グランド」
（千代田区丸の内 2-5-2 三菱ビル）
- ・ アクセス：JR 東京駅 丸の内南口 徒歩 2 分

【申込方法など詳細はこちら】

「障害者雇用の最新トレンド」セミナー（委託先）

https://krs.bz/persol-challenge/m/pr?e_630=6

メールでのお申込みは、参加希望日、貴社名・団体名、ご参加者名、電話番号を記載の上、下記のメールアドレス宛にお送りください。

PCH-kokyo@persol.co.jp

【トピックス 10】「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中！（参加無料）

労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、今年の 8 月から全国で開催し、ご好評いただいている「労働契約等解説セミナー2018」ですが、引き続き、参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関する基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

セミナーはどなたでも参加できるので、ご関心をお持ちの方は、ぜひお申し込みください。

■開催地域・回数、定員

開催地域：全国（開催地は、ホームページをご覧ください）

開催回数：141 回（既存開催数）+78 回程度（追加開催数）

定員： 60 人～300 人程度（各回先着順）

※その他、中小・小規模企業向け、労働者向けセミナーへの講師派遣も受け付けています！（詳しい内容は、下記ホームページからご確認ください。）

【お申込みなどの詳細はこちら】

(株)東京リーガルマインド

<http://partner.lec-jp.com/ti/working-time/>

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」事務局

株式会社 東京リーガルマインド（委託先）

電話 03（5913）6085 ※受付時間 9:00～18:00（月～金）

【トピックス 11】「無期転換ルール」への対応や、無期転換後の受け皿としての「多様な正社員」制度の導入を無料でサポートします（専門家派遣のご案内）

厚生労働省では、「無期転換ルール」への対応や「多様な正社員」制度の導入を検討している企業に対して、社内制度化を検討するために必要な助言や支援を行う社会保険労務士などの無期転換コンサルタントを派遣し、企業を無料でサポートしています。

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、有期契約労働者からの申込みによって、無期労働契約に転換するというルールです。

このルールを規定した改正労働契約法が施行してから、今年の4月で5年が経ち、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生しています。「無期転換ルール」への対応を円滑に行うためには、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って就業規則の整備などによる社内制度化を図る必要があります。

また、無期転換した労働者の有効活用を図るためには、「多様な正社員」制度を併せて検討することも効果的です。

事業主の皆さま、ぜひこの機会に、「無期転換ルール」に関する社内制度を整備してみませんか。

【無期転換コンサルタントによる主な支援内容】

- ・ 社内制度化に向けた課題把握のサポート
- ・ 制度導入に向けた就業規則の整備などについての助言・援助

【応募締切】

平成31年1月31日（木）

※定員に達し次第、募集を締め切る場合があります。

【募集定員】

100 社程度

【申込方法など詳細はこちら】

無期転換ルールに関する取組に対する啓発支援事業

<https://www.mukitenkan.jp/consulting>

【お問い合わせ先】

厚生労働省「無期転換ルールに関する取組に対する啓発支援事業」事務局

PwC コンサルティング合同会社（委託先）

電話 03（6869）5037 ※受付時間 10:00～17:00（月～金）

E-mail consulting-jimukyoku@mukitenkan.jp

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 広報誌『厚生労働』1月号発売中！ ▲△

毎月1日発行の広報誌「厚生労働」は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。1月号の特集は、「企業も働く人も成長する 人材育成支援策を活用しよう」のテーマを取り上げています。

■特集「企業も働く人も成長する 人材育成支援策を活用しよう」

今後、日本が経済成長を目指す上でカギとなる「人材育成」は、企業にとっては“生産性の向上”、労働者にとっては“技術・スキルの向上”と、両方にメリットがあります。

実際に人材育成支援策を利用した企業の声をはじめ、企業の人材育成の目的や方法から、適切な国の支援策を導き出せるように紹介しています。

また、番外編として、厚生労働省の人材開発施策のPRを行う「ハロートレーニングアンバサダー」の一人である、AKB48・チーム8の佐藤朱さんのハロートレーニング（公的職業訓練）体験の様子も掲載しています。

さらに、「未来を拓く働き方」では、仕事と子育てや介護が両立できる環境づく

りとして、1人が3つ以上の仕事に対応する「一人三役制度」を採用している三州製菓株式会社の取組を紹介しています。

このほか、女性の活躍推進データベース、労働時間等見直しガイドライン改正、グッドキャリア企業アワード、各種統計調査のお知らせなど、人事労務ご担当者さまにご覧いただきたい情報を掲載しています。

【詳細はこちら】

広報誌「厚生労働」

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/about.html

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

12月28日に公表された、11月の完全失業率は、2.5%と前月より0.1ポイントの上昇、

有効求人倍率は1.63倍と前月より0.01ポイントの上昇となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201811.pdf>

(PDF : 384KB)

【一般職業紹介状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212893_00010.html

★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplus.jp/stop_form.php

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplus.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

★編集：厚生労働省

●当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。

●登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて

登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。

- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応していません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====